

# 生徒心得

## 1 服装規定【制服・頭髪等】

令和5年(2023年)4月6日

項目		男子生徒	女子生徒
通学靴		革靴または白・黒・紺の運動靴。許可無くスリッパ等で登校してはならない。	
靴下		白・黒・紺・グレーの単色。 式典時は生徒指導部で指示する。	白・黒・紺・グレーの単色。 冬服に限り黒タイツとソックスを併用してもよい。式典時は生徒指導部で指示する。
制服(冬服)	上衣	本校指定の詰め襟学生服。	学校指定のシングル三つボタン。
	ベスト	—	本校指定のもので、必ず着用する。
	シャツ・ブラウス	本校指定のもので、すそが制服からはみ出さないように気をつける。袖のボタンは必ず留めておくこと。	本校指定のもので、すそが制服からはみ出さないように気をつける。袖のボタンは必ず留めておくこと。
	ネクタイ	—	本校指定のもので、色はエンジ。ボタン止めで、校章がはっきり見えるようにする。
	ズボン・スカート	本校指定のもので、必ずベルト(黒茶紺で華美なものは不可)を着用し、ウエストでしっかり締める。	スカートは本校指定のもので、長さは直立したときに膝が半分以上隠れる長さとする。ズボンは必ずベルト(黒茶紺で華美なものは不可)を着用し、ウエストでしっかり締める。
	防寒着(コート)	—	本校指定の濃紺のボックス型ハーフコート。中学時のコートを補正して着ることもできるが学校指定の販売店で補正すること。なお、通学時のみの着用であるが厳寒期は校舎内での着用も可。
	マフラー	男女とも防寒を目的とし、厳寒時のみの使用とする。	
制服(中間服)女子 は冬服の上衣を脱いだ形	ベスト	—	本校指定のもので、必ず着用する。
	シャツ・ブラウス	白のカッターシャツ(長袖)で、すそはズボンの中に入れる。袖のボタンは必ず留めておくこと。	本校指定のもので、すそはスカートまたはズボンの中に入れる。袖のボタンは必ず留めておくこと。
	ズボン・スカート	冬服の項に同じ。	冬服の項に同じ。
制服(夏服)	シャツ・ブラウス	本校指定の半袖白のボタンダウンカッターシャツで、左胸に「熊本北」のマークが入る。すそはズボンの中に入れる。なお、下着を必ず着用し、色や柄が透けないものを着用すること。	本校指定のセミセラー衿シングル三つボタン、左胸アウトポケット、胸当てに「K」の花文字が入る。なお、下着を必ず着用し、色や柄が透けないものを着用すること。
	ズボン・スカート	本校指定のもので、冬服の項に同じ。	本校指定のもので、冬服の項に同じ。
学年章		冬期の上衣の左襟に着用する。	左襟のボタンホールに着用する。
頭髪	色	パーマや染髪・脱色など、髪に手を加えない。	
	長さ	目、耳、襟にかからない程度とする。 作為的な髪型はしない。	肩より長くなった場合は、編むかゴムひも(黒などの華美でない色)で結ぶこと。また髪が目にかからないようにピン等で留め、髪留めの色も黒などの華美でない色とする。作為的な髪型はしない。
アクセサリ		装飾品は禁止する。	
化粧・リップ等		日焼け止めクリームは認めるが化粧はしてはならない。色つきリップクリームの使用もしてはならない。	
ツメ		マニキュアをしたり、伸ばしたりしない。	

## 2 移動通信機器（携帯電話等）に関する規定

次の事柄を保護者、生徒の双方が書面にて承諾した場合は、移動通信機器（携帯電話等）の校内持込を許可する。

### （1）許可条件

- ア 校地内では機器の電源を切り、使用しないこと。
- イ 機器は、他の生徒の目に触れないようにし、自分の責任で管理すること。
- ウ 機器には、保護者の責任でフィルタリングをかけ、暗証番号を設定しておくこと。
- エ 定期考査等の試験中は身に付けないこと。（電源を切り廊下に出しておく）
- オ 他人を誹謗・中傷する等の悪意のある使用は行わないこと。
- カ 公共交通機関内では使用しないこと。
- キ 「携帯・スマートフォン利用5カ条」に即した利用をすること
- ク 午後10時以降は、メール送信・ライン送信・通話等を行わないなど、利用時間の制限や利用額の上限等、機器の利用法について家庭内で話し合ったうえ、ルールを決めること。

## 3 自転車通学

生徒の命を守ることを最優先にし、自動点灯ライト付自転車、自転車保険加入及び盗難防止の観点から施錠機能を有するもの（二重ロック推奨）を自転車通学の許可条件にします。また、以下のことも厳守すること。

- （1）交通法規を厳守すること。とくに、信号無視・スピードの出し過ぎ・右側通行・二人乗り・傘さし運転・無灯火など違反行為をしない。違反行為は厳しく指導する。
- （2）通学に使用する自転車は、防犯登録を行い、認可証（ステッカー）を所定の位置に貼付すること。なお、ドロップハンドル・折りたたみ式などの自転車の使用は避けること。
- （3）年度途中で通学用自転車を替えたときは、必ず認可証の再発行を願い出ること。
- （4）自転車は、必ず指定された駐輪場に駐輪し、施錠をすること。
- （5）代車を使って通学をする必要がある場合は、必ずその旨担任に届け出ること。
- （6）雨天時は雨具を着用すること。（事故防止のため）

上記のことを守らない者については自転車通学を禁止することもあるので承知しておくこと。

## 4 禁止事項

- （1）単車の免許取得および通学は許可しない。
- （2）アルバイトは原則として認めない。

その他、高校生としてふさわしくない行為を行った場合は特別に指導を行う。